

第10回防衛施設中央審議会議事録

1. 日 時：令和6年4月23日（火） 10時30分～11時30分
2. 場 所：防衛省D棟7階第1会議室（新宿区市谷本村町5番1号）
3. 出席者：
（委 員）

青木 節子（慶應義塾大学大学院教授）

阿部 達也（青山学院大学教授）

岩間 陽子（政策研究大学院大学教授）

河瀬 由美子（名古屋駅前公証役場公証人）

中西 寛（京都大学大学院教授）

廣瀬 祐子（ジャーナリスト）

渡部 恒雄（笹川平和財団上席フェロー）

（防衛省）

大和 太郎（地方協力局長）

村井 勝（地方協力局総務課長）

掛水 雅俊（大臣官房参事官）

織田 雄一（大臣官房参事官）

4. 議事録：

【総務課長】

少し早いですが、第10回防衛施設中央審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ、委員の皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は本審議会の事務局を担当しております地方協力局総務課長の村井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会でございますが、現在、本審議会の会長に欠員が生じておりますので、会長が選任されるまでの間、私の方で進行を担当させていただきます。

まず本審議会につきましては、本年3月31日をもちまして6名の委員の先生方が3年の任期を満了されたところでございます。

このうち、住田委員及び阪田委員におかれましてはご退任されたということでございます。これを受けまして、本年4月1日付で慶應義塾大学大学院教授の青木様及び名古屋駅前公証役場公証人の河瀬様が委員にご就任をされました。また、4名の方々には、引き続き委員にご就任いただきました。誠にありがとうございます。

この際でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元に資料がございますが、その2枚目、3枚目に委員の皆様の名簿、それから配席図がございますのであわせてご参照いただければと思います。

まず、慶應義塾大学大学院教授の青木 節子様（青木委員「よろしくお願いします」と呼ぶ）

青山学院大学教授の阿部 達也様（阿部委員「阿部と申します。よろしくお願いします」と呼ぶ）

政策研究大学院大学教授の岩間 陽子様（岩間委員「よろしくお願いします」と呼ぶ）

京都大学大学院教授の中西 寛様（中西委員「中西です。よろしくお願いします」と呼ぶ）

名古屋駅前公証役場公証人、河瀬 由美子様（河瀬委員「河瀬でございます。よろしくお願いします」と呼ぶ）

ジャーナリストの廣瀬 祐子様（廣瀬委員「廣瀬です。よろしくお願いします」と呼ぶ）

笹川平和財団上席フェローの渡部 恒雄様（渡部委員「よろしくお願いします」と呼ぶ）

以上、7名の皆様でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地方協力局長の大和より委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

よろしくお願いします。

【地方協力局長】

地方協力局長の大和でございます、どうかよろしくお願いいたします。本日は御多忙のところ、皆様にお集まりいただき心より感謝申し上げます。

先ほど村井からもご紹介させていただきましたとおり、青木様と河瀬様におかれましては、本年4月1日より新たに委員にご就任いただきました。

阿部様、岩間様、中西様、廣瀬様、渡部様におかれましては、前任期に続いて委員をお引き受けいただき、御礼申し上げます。

この審議会の主な役割について、改めてご紹介させていただきます。

まず、駐留軍に土地などを新規に提供する場合で、防衛大臣が代行裁決を行う際に議決を行うこと。

そして、駐留軍から返還された土地の所有者から原状回復や損失の補償などについて異議の申し出があった場合に、防衛大臣の諮問に応じてご意見をいただくことであります。

委員の皆様におかれましては、防衛行政の適正性確保という、国民の権利義務に直結する、極めて重要な役割を担っていただいております。心から感謝申し上げます。

本日は、議事次第にもありますとおり、審議会の会長、会長代理についてお決めいただいた後、審議会の所掌に関わりのある、駐留軍用地特措法の施行状況、米軍再編の進捗状況について、それぞれ担当の掛水、織田の方から説明させていただきます。それでは、どうかよろしくお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の審議会の運営についてご説明をさせていただきます。まず、審議会の議事については議事録を作成するものとし、公開することを原則といたしております。皆様方におかれましては、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、審議会の会長についてお話をさせていただきます。駐留軍用地特措法第31条の規定により、委員の皆様の互選で会長を選出していただくとなっております。

ご推薦などがございましたら、よろしくお願いいたします。（阿部委員の挙手を受けて）阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

はい。前の任期で会長代理をお務めになられました中西委員を会長にお願いするということでいかがでしょうか。ご提案させていただきます。

【総務課長】

ありがとうございます。ただ今、中西委員をご推薦いただきました。委員の皆様方、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【総務課長】

ありがとうございます。皆様方から異議がございましたので、中西委員が会長にご選任されました。この後、中西会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

併せまして、防衛施設中央審議会令におきまして、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、中西会長から会長代理のご指名をあわせてお願い申し上げます。

それでは中西会長、よろしくお願い申し上げます。

【中西会長】

ご指名によりしてこちらの防衛施設中央審議会の会長を拝命いたしました中西でございます。改めてよろしくお願いいたします。前任の住田会長は大変知識も人柄も会長にふさわしい方だったというふうに拝察しておりました。私はそうした力量ございませんけれども皆様のお力添えで何とか務めさせていただきたいというふうに思っております。会長の代理につきましては、廣瀬祐子委員が適任ではないかというふうに拝察しておりますので、廣瀬委員を会長代理に指名させていただければと思いますけれども、皆様のご了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【総務課長】

廣瀬委員からも一言お願いいたします。

【廣瀬委員（会長代理）】

微力ながら務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】

どうもありがとうございました。

以後の議事の進行につきましては中西会長にお願いさせていただきたいと
思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【中西会長】

それでは、改めましてよろしく願いをいたします。先ほど大和局長の方から
もお話がありましたが、この委員会、審議会としていくつかの所掌事項がご
ざいます。今回は、防衛大臣の代行裁決の対象となる可能性のある、新規に駐
留軍用地を提供する案件はなく、本審議会で審議を行うものはないというふう
に承知をしております。

今回、新たに着任された委員もいらっしゃいますので、この機会に、本審議
会の所掌事務と関わりある駐留軍用地特措法の施行状況や、在日米軍の再編に
ついて、防衛省から説明をお願いしたいと思います。

【掛水参事官】

大臣官房参事官の掛水と申します。駐留軍用地特措法の施行状況について、
ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

駐留軍用地特措法の概要といたしまして、在日米軍に施設・区域として提供
する必要がある民公有地については、土地所有者との合意により賃貸借契約等
を締結して使用権原を取得することを基本としておりますが、土地所有者の合
意が得られない場合には、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用権原を
取得することとしております。駐留軍用地特措法の適用実績でございますが、
本土においては、延べ49件、沖縄においては、延べ124件でございます。
現在、駐留軍用地特措法が適用されているのは、沖縄の施設のみとなっております。

次のページをお願いします。沖縄における駐留軍用地の状況について、ご説
明いたします。左のグラフですが、沖縄県に所在する駐留軍用地の全体面積1
8,454haの77.2%にあたる14,248haが民公有地となっております。その下のグラフですが、民公有地のうち、駐留軍用地特措法を適用して
いる土地は、面積54ha、所有者3,798名となっております。また、駐留
軍用地特措法を適用している土地の中には、一坪反戦地主会会員で共有するい
わゆる「一坪共有土地」がございます。右のグラフですけれども、駐留軍用地

特措法を適用している土地のうち、一坪共有土地については、面積にして0.2ha、0.4%となっていますが、所有者数としては3,594名、94.6%と大部分を占める状況となっております。

次のページをお願いします。駐留軍用地特措法の施行状況といたしまして、駐留軍用地特措法に基づき使用中の土地は、全部で16事案となっており、内訳は表のとおりでございます。

次のページをお願いします。引き続きまして、駐留軍用地特措法に基づき手続き中の土地について、ご説明いたします。前ページの駐留軍用地特措法に基づき使用中の土地のうち使用期間満了日が到来するもの、また、新たに駐留軍用地特措法を適用することとなったものについて、手続きを実施しております。現在、手続き中の土地は、全部で7事案となっており、内訳はこの表にあるとおりでございます。手続きの流れにつきまして、表の3番目にあります普天間飛行場を例にご説明いたします。

次のページをお願いします。当該土地は、使用期間満了日が令和5年8月31日であったことから、令和5年9月1日以降の使用権原を得るべく、令和3年5月に土地所有者等への意見照会を行い、同年7月、防衛大臣に対し使用認定の申請を行い、同年10月、防衛大臣による使用認定を受け、令和4年9月、沖縄県収用委員会に対し裁決申請を行い、沖縄県収用委員会による公開審理が、これまでに、1回行われたところでございます。本件については、使用期間満了日である令和5年8月31日までに手続きが完了しなかったことから、ページ右側にございます、記載しております駐留軍用地特措法第15条の規定に基づき、6箇月ごとに担保を提供し、令和5年9月1日以降、暫定使用により使用権原を確保しているという状況でございます。

以上で駐留軍用地特措法の施行状況についての説明を終わります。

【織田参事官】

大臣官房参事官の織田と申します。よろしくお願いいいたします。私の方からは、米軍再編の進捗状況について、お手元の資料に照らして説明させていただきます。

資料の1ページをご確認ください。

本年1月時点の沖縄県における米軍施設・区域の状況でございます。沖縄県には、31の米軍専用施設・区域が所在しています。このうち、普天間飛行場などの16の米軍専用施設・区域が、沖縄県民の約8割に当たる約120万人が生活している沖縄本島中南部の人口密集地に所在している状況でございます。

す。

次のページをお願いいたします。右側の水色のハコのなかの注3のところの記載ございますが、沖縄県内には、我が国における米軍専用施設・区域のうち、面積にして約70%が集中していますという状況でございます。こうした沖縄への米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているということで、その整理・統合・縮小が強く要望されてきたところでございます。このため、左上ですけれども、日米両政府は、1990年に、まずは地元要望の強い事案を中心に、いわゆる「23事案」の土地の返還手続を進めることについて合意いたしました。すでに、ここに記載のあるうちの一部を除きまして、合意された全ての施設・区域が返還されたということでございます。その後、1995年に起きたいわゆる不幸な事件などを契機としまして、日米両政府は、「沖縄に関する特別行動委員会」SACOを設置しまして、1996年に、いわゆるSACO最終報告を取りまとめ、11件の土地の返還について合意いたしました。SACOの進捗状況につきましては後ほど説明をいたします。さらに、2006年には、日米両政府は、抑止力の維持を図りつつ、地元の負担軽減を進めるため、土地の返還や部隊配置の見直しを含む在日米軍再編の施策を実施する「再編の実施のための日米ロードマップ」を取りまとめました。米軍再編の進捗状況については後ほど説明をさせていただきます。こうした一連の取り組みの結果、沖縄県における米軍専用施設・区域の面積は、復帰直前と比べまして48%減少しているというところでございます。さらに、普天間飛行場の全部返還など今後予定される返還が完了すれば、米軍専用施設・区域の面積は、復帰直前と比べまして50%減少することになります。

次のページをお願いします。SACO最終報告の概要・進捗状況等についてです。1996年にSACO最終報告が日米間で取りまとめられて以降、土地の返還、騒音軽減、訓練や運用の方法の調整などに取り組んでまいりました。土地の返還につきましては11件の施設のうち、紫色が既に返還済の6施設がでございます。青色につきましては米軍再編に引き継がれた5施設でありまして、引き続き返還に向けて取り組みを進めてまいります。次のページをお願いします。次に、北部訓練場の過半の返還についてであります。北部訓練場の過半の返還につきましては、当時の沖縄県内の在日米軍施設・区域の専用施設の約2割にあたる、沖縄の戦後復帰後最大のものでありまして、1996年のSACO最終報告以来、20年越しの課題でした。2016年12月に返還の条件となっていたヘリパッドの移設が完了しまして、約4,000haの返還が実現いたしました。2021年7月には、返還地を含む沖縄本島北部は、世界

自然遺産に登録されたというところでございます。

次のページをお願いします。次は、沖縄における米軍再編の状況であります。一つは左上にございます嘉手納以南の土地の返還ということでありまして、嘉手納飛行場より南に所在する6つの米軍施設・区域について、全部又は一部を返還するという計画になっております。その計画の一つでもあります。右上に、普天間飛行場の機能の分散とあります。1つ目の機能としてとして空中給油機の運用機能についてですけれども、岩国飛行場に移転、2つ目の緊急時に航空機を受け入れる機能につきましては九州の新田原基地、築城基地に移転、残る3つ目のヘリコプターやオスプレイの運用機能につきましては、キャンプ・シュワブの辺野古崎地区に移転するという計画になってございます。右下にある兵力削減と国外への移転についてということで、在沖米海兵隊要員の約9,000名、日本国外に移転しまして、うち4,000名以上はグアムに移転するという計画になってございます。

次のページをお願いします。次に、普天間飛行場代替施設建設事業の概要についてであります。普天間飛行場の移設につきましては、キャンプ・シュワブの辺野古崎地区とこれに隣接する水域に普天間飛行場の代替施設を建設するという計画となっております。必要な埋立ての面積は、約152haでありまして、普天間飛行場の面積約476haに比べると、約3分の1程度となります。滑走路はV字型に2本設置されることとなりますが、これは、地元の要望を踏まえまして、離陸・着陸のいずれの飛行経路も海上になるようにするためのものです。滑走路は1200m、オーバーランを含めても1800mと、現在の普天間飛行場の滑走路に比べて、大幅に短縮をされます。

次のページをお願いします。次に、普天間飛行場の機能移転でございます。先ほどご説明しましたとおり、3つの機能のうちの一つに「オスプレイなどの運用機能」があり、この機能のみをキャンプ・シュワブの辺野古崎地区に移転することとしています。検討過程については長い歴史がございますが、政府としては、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない、普天間飛行場代替施設を建設する現在の計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えです。工事につきましては、2012年には環境影響評価の手続きを完了しまして、2013に公有水面の埋立承認を得ました。その後、国と沖縄県の間では埋立ての実施をめぐる訴訟が続きましたが、昨年12月、国土交通大臣から変更承認を頂いたことから、引き続き、辺野古への移設工事を進めているところでございます。

次のページをお願いします。今お話しした工事については、2013年に沖

縄県により埋立承認を頂き、この承認に基づいて2018年12月に開始した辺野古側の埋立ての進捗については、本年3月末現在、99.5%となっています。また、大浦湾側における地盤改良工事の追加等に伴い提出していた変更承認申請については、2021年11月に県知事により不承認とされた後に、昨年12月に、国土交通大臣から変更承認を頂いたことから、本年1月に、大浦湾側の工事に着手したところです。

次のページをお願いします。次に、在沖米海兵隊のグアム移転の経緯・概要であります。平成24年の「2+2」で見直しがあり、現在は、在沖米海兵隊の要員約9,000名が日本国外に移転し、このうち4,000名以上がグアムに移転するという計画になっております。この海兵隊の移転に関して、グアムなどにおける施設整備費用の一部を日本側が負担することとなっております。2008年米会計年度で28億ドルを上限とし、米国政府への資金提供を行っています。現在、米国政府によりグアムの各地区において移転のための施設整備工事が実施されておりました。2024年に移転が開始される計画になっております。

次のページをお願いします。次に、嘉手納飛行場以南の土地の返還についてです。2013年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」、というものを日米間で作成し、公表しました。本計画に基づき、全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する6つの米軍専用施設の約7割の土地が返還されることになります。これは約1,048ha、東京ドーム約220個分の土地が返還されることになります。赤枠で囲っております7つの区域については既に返還が実現しているところです。2020年、キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部や、普天間飛行場の佐真下ゲート付近の土地の返還が実現し統合計画で「速やかに返還」とされている土地全ての返還が完了しました。今年3月31日には、キャンプ瑞慶覧内ロウワー・プラザ住宅地区を、返還までの間も地元の皆様に有効活用していただくために、日米で共同使用する形で、「ロウワー・プラザ緑地ひろば」としての一般利用を開始しました。現在は、さらに土地の返還を進めるための移設作業を進めているところです。

次のページをお願いします。次に、本土における在日米軍再編の概要です。主な事業としては、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、馬毛島における新たな自衛隊施設の建設、戦闘機等の訓練移転、Xバンドレーダーの配備といったものがあります。青色で塗ったものは既に実施済となっています。また、戦闘機等の訓練移転については、令和4年に発効した在日米軍駐留

経費負担に係る特別協定において、米国アラスカ州を新たな訓練移転先とすることが合意されまして、令和5年7月の日米合同委員会におきまして、米国アラスカ州の訓練詳細について日米間で合意しました。このうち、現在、行っている馬毛島における自衛隊施設の整備について、具体的に御説明します。

次のページをお願いします。まずは、馬毛島の概要についてです。馬毛島は種子島の西側約10kmに位置する離島で、面積が約7.47km²、標高が最高約70mの平坦な地形となっております。

次のページをお願いします。次に、馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性についてです。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境を踏まえれば、我が国の防衛力を抜本的に強化し、また、日米同盟の抑止力・対処力を更に強化していくことが不可欠であります。そのため、馬毛島に我が国の防衛、大規模災害時の活動拠点となる自衛隊施設を整備し、そこにおいて米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動する上で不可欠な艦載機の着陸訓練、FCLPを実施することが重要であると考えております。

次のページをお願いします。馬毛島における施設の使用のイメージについてです。自衛隊が年間を通じ、資料中の写真にあるような訓練を行うことを予定しております。通常米軍がFCLPを行う5月及び8月には、FCLPを実施します。なお、米軍はFCLPの期間中のみ滞在し、常駐することは想定していません。

次のページをお願いします。続いて、馬毛島における自衛隊施設整備の状況であります。施設整備は、昨年1月から開始し、現在も陸上、海上双方での工事を行っています。引き続き、できる限り早期にこの施設の整備が行えるよう、取り組んでまいります。

次のページをお願いします。最後に、FCLPについてご説明いたします。FCLPとは、空母艦載機のパイロットが、空母出航前に、空母への着陸資格を取得するため、陸上の飛行場の滑走路を空母の甲板に見立てて、昼夜、行われる訓練です。米軍は、11の空母打撃群を有しておりまして、そのうち10の空母打撃群のFCLPについては、米国本土にある8つのFCLP施設にて実施されております。1施設あたり1つ以上の空母打撃群が行う訓練を受け入れている状況です。残りの1つの空母打撃群、ロナルド・レーガンについてはわが国に展開しておりまして、この地域において恒常的に活動を行うためには、日本国内でFCLPを実施する必要があるものと承知しています。訓練期間は、年間概ね1～2回です。現在、硫黄島で実施している訓練は1回当たり10日間程度で、訓練は日中から深夜にまで及びます。なお、事前の準備や訓

練を含めても1回の訓練期間は、概ね30日程度です。引き続き、地元のご理解、ご協力を得られるよう最大限の努力を重ねつつ、取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

【中西会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、防衛省からの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見などがございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか、どなたか。では渡部委員。

【渡部委員】

大浦湾の埋立てに関してご説明ありがとうございました。最近、沖縄は比較的静かというか反対運動とかも静かなようですけれども、大浦湾側の埋立て、私も実は結構個人的にも見に行っているんですが、こっちが始まるときに特別な何かあったんでしょうか、それともわりと静かに、スムーズに工事を進められる状況にあるのか、そのあたりを教えていただけるとありがたいです。

【事務局】

昨年12月に変更承認をいただきまして、1月10日に、写真の右上にある海上ヤードの工事に着手をいたしました。ここが「変更後の計画に基づく工事」に着手した日ということで説明させていただいているところでありまして、このときに反対されている方の活動というのもあったのですが、今もそういう意味では、反対されている方の活動というのは存在しているというか、ある状態ではあります。

【渡部委員】

反対派の活動によって、工事が進まないということはありますか。そんなことはないですか。

【事務局】

工事自体は今も進んでいる状況でございます。

【渡部委員】

ありがとうございます。

【中西会長】

他にいかがでしょうか。岩間委員。

【岩間委員】

ありがとうございます。前半の特措法の施行状況の方で係争地といいますか、暫定使用中の件数がかなりたくさんあって、一番古いもので平成29年以来となっているんですけれども、これはどういう状況で進行しているというのか、どれくらいで最後の権原取得にまで至るのか、ご説明いただけますか。

【掛水参事官】

手続きの期間のイメージについて、裁決を申請してから、公開審議が行われるわけなんですけれども、その公開審議の数がどれくらいになるか、何回行われるかにもよりますが、大体2年ぐらいいはかかっている状況です。

【岩間委員】

何回くらい平均して開かれるんですか。

【掛水参事官】

一概には言えないのですが、意見があると回数も多いですし、あまりないと少ないということもあるので、大体何回というのは一概にお答えするのは難しいところだと思います。

【総務課長】

だいたい平均するとどれくらいなのか。相場観としては、10回超えるのか、数回で終わるのかとか。

【掛水参事官】

一番多いもので8回くらいで、大体3回くらいのイメージだと思います。

【岩間委員】

全般的に順調に推移しているという感じなのですか。ずれ込んでいつてこうなっている、積みあがっているという感じなのですか。

【掛水参事官】

大分前に手続きを開始しますので、手続き自体はほぼ順調に進んでいるという認識です。使用権原については、先ほど説明させていただきました暫定使用で、使用期間が終わった後も暫定使用ができていますので、そのあと裁決を待つという形になります。

【中西会長】

よろしいでしょうか（岩間委員「はい」と呼ぶ）。はい、他にいかがでしょうか。はい、阿部委員。

【阿部委員】

私からも2点ございます。先ほどの岩間委員からの質問との関連なんですけれども、岩間委員の質問の趣旨は暫定使用というのがほぼルーティン化しているように見受けられるので、そういう状況になっているのかどうなのかという点で、それに関連して公開審議、まああの、必ずしも案件によってもまちまちなので必ずしもということだと思いますけれども、公開審議というのは具体的にどのような形で進んでいくのかということ、ちょっとイメージ作りとしてお話いただけるとありがたいです。公開審議ということは何か議事録など公開されているのかどうかという点もお聞かせいただければ。その上で自分でちょっと調べてみますので、それが1点目です。

2点目としましては、在日米軍の再編のなかでアラスカの航空移転、まあ訓練ですけれども、これは私からしたら初耳というか、あまりこれまで聞いたことがなかったのでちょっと私の不勉強だと思いますけれども、アラスカに訓練が移転するということとどのようなインプリケーションがあるのかということをお聞かせいただければと思います。以上です。

【中西会長】

いかがでしょうか。

【掛水参事官】

まず、暫定使用の方ですが、使用期限満了日までに裁決ができるということはほとんどなくて、その場合、暫定使用になるということでございます。公開審理につきましては、地権者と起業者である沖縄防衛局とあと県の方で議論をするということでございます。審理自体公開はされているんですが、議事録が公

開されているかどうかはすみませんちょっと、確認できておりません、申し訳
ございません。※

【総務課長】

それでは後程送っていただくということで（掛水参事官「はい、後ほど」と
呼ぶ）申し訳ございません。

【織田参事官】

アラスカの訓練につきましてはですね、3年前の審議会で説明させていただ
いたときにはまだなかった話でありまして、この3年間の間に生じた差分とし
て説明させていただきました。インプリケーションとしましては、ここにある
戦闘機との訓練ですね、様々な場所に分散して抑止力を維持しつつ負担を軽減
するという文脈の中でアメリカと交渉した結果、効果があったというふうに承
知しております。

【総務課長】

私からも補足させていただきますと、これは日本に展開している戦闘機で
ございますので、もし日本近辺でこれまで通り訓練を行ったというふうになり
ますと、例えば沖縄の嘉手納飛行場で離発着を行って訓練をするということにな
ります。そうしますと、実は私、嘉手納町に昔住んでおったんですけれども、
特に離陸のときの戦闘機の騒音というのはものすごいものがございしますが、そ
れが10機20機ということで離着陸を1日あるいは毎日わたって繰り返
すというふうになるとかなりの騒音の影響が出るというふうになります。他方
で、先ほど織田から申し上げましたように、我々日本の防衛のためにやはり抑
止力を維持しないといけないとすると、戦闘機の訓練は何らかの形で行わない
といけないというふうになるところでございしますが、これを仮にです
ね、日本国外でそういう訓練を行えるようになりますと、そういう戦闘機の離
発着そのものがですね、国外で行われると。もちろんその、行われた先の国外
ではですね、騒音の影響が出るわけでございしますが、比較的、嘉手納と
かに比べれば、人が住んでいる割合、密度が低い、そういうアラスカなりで
すね、行うことによってですね、騒音による影響を日本国内では低減しながら、
抑止力はしっかりと維持できる。こういうことがちゃんとできるということ
で、訓練移転という形で行わせていただいているところでございます。

【地方協力局長】

さらに申し上げますと、アラスカへの訓練移転に関して、訓練移転に関しては、訓練移転に係る費用を米側のかかる費用を日本政府が負担をしているというのが、ホストネーションサポートとなってございます。アラスカ州の空域というのは、一般的に本州の空域よりもかなり広くて訓練の自由度が高いということがあるので、そこでの移転訓練に係る費用ですね、具体的には燃料費、これを日本政府が負担するという事で訓練移転のインセンティブになると。その結果として日本国内での戦闘機の運用による騒音が低減されるということです。

【阿部委員】

まさにお伺いしたインプリケーションについて、ご説明いただきありがとうございます。

【中西会長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、廣瀬委員お願いします。

【廣瀬委員（会長代理）】

今ご説明いただいたことでちょっと外れるんですけども、関連でご質問させていただきたいなとちょっと思ったのが、地域の負担軽減の問題とそれからその先島諸島の防衛上の問題の純増性、ますますの問題という2つの観点から考えましたときに、先に、うるま市の陸上自衛隊訓練場の整備計画が白紙に戻ったということを今後似たようなことが起こりうるだろうなということを感じるものですから、地域の負担軽減とそれから訓練の確保という観点では今後何か発想の転換といたしますか、今ちょうど国外での訓練移転という話もありましたので、例えば自衛隊の施設と米軍の施設の共同使用ですとか、それから南部にある施設を、これで見ますと北部の世界遺産になっているようですけれども、過半返還、北部訓練場が過半返還ということもあるものですから、南部の訓練施設を北部に移転するというような何か膠着しないための発想の転換、視点の転換が必要なのだろうなと思ったんですね、その点については、いかがなものでしょうか。

【地方協力局長】

まず、うるま市の件でございますけれども、これは令和9年度までに第15旅団という沖縄にある旅団を普通科連隊を1個加えて師団化しようという計画のもとで訓練所要が増えるという背景があり、その訓練所要を満たすために新しい訓練場を確保しようというものであります。地元の皆様からは、非常に厳しいご指摘をいただいております。先般、現在の候補地では、住民生活と調和しながら、こうした訓練所要等を満たすことは不可能であると大臣が判断されて、防衛省としてこの計画を取りやめるという決断をいたしました。今後増大することになる訓練所要ですね、満たすために広範な選択肢を検討しているというところになります。訓練所要を満たすということ、そして即応性を維持するという要請を満たすということと、今、委員から指摘のあった沖縄の負担軽減を行うというこの2つの要請ですね、これを、この両方をバランスを取って満たしていくということですが、この2つをそれぞれよく満たさないといけないと思います。自衛隊の訓練一般について言えば、防衛省としてはですね、例えば様々な国外への訓練をしています。アメリカ、最近ではオーストラリアなどとも訓練しておりますけれども、海外における訓練機会を増やしています。また、日本国内の米軍の施設の共同使用というのもあります。実際、沖縄県内で申しますと比較的訓練のための広い土地があるキャンプ・ハンセンの自衛隊による共同使用もすでにやっているところでございます。色々な方策を追求しながら、様々な訓練機会を国内外の色々なところに求めていくということだと思います。そして地元の負担を軽減するもの、それから、地域のコミュニティに対するインパクトを最小限にとどめるということはずっと絶えずやっていくということだと思います。

【中西会長】

よろしいでしょうか。

【廣瀬委員（会長代理）】

すみません、もう一点、あの、基地の負担軽減という言葉の定義なのですが、沖縄の人にとっては米軍施設の負担を軽減するというふうに受け止められているのか、それとも自衛隊の施設も同じように、米軍施設と同じような負担として受け止められているのかによっていろいろ変わってくるのではないかと思います。米軍施設でも自衛隊が主導する形で共同訓練するとなれば、米軍施設の負担軽減というふうに整理することができるのかどうか、そ

れについては局長はどのようにお考えでしょうか。

【総務課長】

よろしいですか（大和局長「どうぞどうぞ」と呼ぶ）。私実は、最近沖縄防衛局で3年ほど勤務させていただきました。そのご質問について言うと、人によって評価がガラッと変わります。米軍基地であろうが自衛隊基地であろうが、縮小していくのが負担の軽減というふうに考えておられる方もいらっしゃいます。他方で、米軍基地が戦後長きにわたってですね、この資料にもありましたけど、全国の7割が沖縄に集中している状況はやはり早急に改善されるべきであるが、代わりに自衛隊が出てくることについては、やむを得ないという声も聞いたことがございます。ただ、大多数を占める一般市民の皆さんは、なかなか自身の意見を表に出すことはないと思っております。

【廣瀬委員（会長代理）】

分かりました。ありがとうございます。

【中西会長】

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。青木委員と河瀬委員は今回から就任ということですが、もし何かございましたら（青木委員「特にございません」と呼ぶ）よろしいでしょうか。はい。私からも若干お伺いさせていただきたいことがあるんですけど、まず非常に基本的なところでこちらの辺野古、普天間代替の資料の方で6ページにある地図を見て、この緑のところが代替施設と書いてあるヘリコプターあるいはオスプレイということになるということなんだろうが、こちらの赤い部分があってそこはキャンプ・シュワブということになっていわゆる辺野古沖と一般的に言われているんですけど、どこで区切れているのか区切れてないのかちょっと、改めてこの地図を見ているとよく分からない気がしてきて、7ページの方は、埋め立てのところだけ書いてあるんですけど、これでは飛行場にはならないと思いますので、今陸地の部分とあわせてということだと思えるんですが、その先の赤い部分とは接続されているというそういう理解でいいのかというのが1点です。2番目は非常に大きな質問で、この審議会の職掌から越してしまうかもしれないんですけど、2022年末に安保3文書が閣議決定されて、それ以降、色々な大幅な予算の増額でありますとか日米間の先日の総理の訪米の際にもありましたような変化というのが生まれているわけですが、先ほどご質問ありましたアラス

力での訓練というのもそういう変化の一つかも知れないですが、全体的にどういう変化がとりわけこの米軍基地あるいは日米の基地・訓練について大きいというのか、あるいは起きるのが見込まれているのかということでございます。実際の訓練の内容、そういうところもありますけど、もう一つ巷間で議論されていますのは、予算は大幅に増額されてとりあえず継戦能力ということで自衛隊の施設等も整備予算が大幅についたということになっているんですけども、他方で急速に円安が進んでいることによって米軍との関係で言うと想定以上の支出になりうるということで、それがどういうふうに対応されるかは今後ということになると思うんですが、若干心配しておりますのは、そういうふうにとりあえず米軍との関係あるいは国際的な費用の関係で円安ということで予算が予想以上に食い込んでいくと本来日本側で整備すべきというふうに考えていた予算が圧迫されるというようなことが起きやしないかということ、まあ門外漢なんですけども、やや心配しておりますので、そのことについてお話いただける範囲で結構ですので、お話いただければと思います。以上です。

【事務局】

まず1つ目の代替施設の方からお答えさせていただきます。6ページの赤い部分、右側の写真というか絵にですね、赤い部分の上下、キャンプ・シュワブと書いてあるこの部分ですね、ちょっと見づらいですけれどもここが、キャンプ・シュワブでございまして（中西会長「両方なんですね、間に道路が挟まれて」と呼ぶ）。間に道路が入っておりますので、切れているような状態でございます。なので、どちらもキャンプ・シュワブであるということです。そのうえで、このキャンプ・シュワブの、この辺野古崎、この辺りも含めて全体としては飛行場設備になるということでございまして、今この8ページをご覧くださいますと、8ページとこの絵がですね、対応しているというふうに考えていただければと思うんですけども、8ページの今この埋立てではなくて、既に今建物が建っているような地区も含めてこの辺りが飛行場になるという、そういうイメージでいただければと思います。（中西会長「ありがとうございます」と呼ぶ）

【織田参事官】

2点目の3文書以降のアップデートも含めた点なんですけれども、まず3文書におきまして昨今の安全保障環境を踏まえて南西方面ですね、これを重視し

て新たに抑止力を強化していこうという大きな流れがございまして、したがって、今後南西方面にですね、安全保障上必要な訓練ですとか、あるいは部隊整備、それまでにやってきたものですね、引き続き、重視されていくことになるわけですが、そうするとですね、米軍基地が集中している沖縄県民からすればですね、ややもすると負担増というふうに受け止められる見方もあるかと思しますので、その点につきましてはですね、先ほどご説明いたしましたように、嘉手納飛行場以南の米軍統合計画などに基づいてですね、沖縄県のまずは米軍基地を返還していくという、これ取り組みをやってきておりますので、それを目に見える形で着実に進めていくということが必要というふうに思います。そして費用の点がございました。確かに円安等最近ございますけれども、海外から装備品を買うような場合というのは為替の影響というのは大きく出てくるとは思うんですが、米軍基地の再編に関して説明申し上げればですね、基本的には日本側で費用負担をして整備をして返還条件が達成されれば、そのままアメリカに、アメリカから日本に帰ってくるということでございますので、当然物価高では様々な、資材の高騰とか影響を受けることはございますけれども、為替の影響がダイレクトにこの部分にあるかというとは分かりません。ただ、いずれにせよ財政もひっ迫している状況ではございますので、引き続き費用については、我々の方で精査しながらやっていくということかと思えます。

【中西会長】

はい、ありがとうございます。（岩間委員「ちょっと」と呼ぶ）はい、では岩間委員どうぞ。

【岩間委員】

追加で質問なんですけども、今地図見ていて気が付いたのはその、道路が走っていて、運動施設みたいなものがこうなっているところにあるんですけれども、（中西会長「へこんでいるところ」と呼ぶ）はい。

【総務課長】

これはですね、名護市の方が運営している、上にダムがあるんですけれども、これ下流が右側に浄水施設、上水道、浄水施設がございまして、基地の外という形になっております。（岩間委員「特に人が来るような場所ではないということですかね」と呼ぶ）ではないですね。道路から少し、かなり下がったとこ

ろに浄水施設が建設されております。

【中西会長】

いかがでしょうか。はい、どうぞ。廣瀬委員。

【廣瀬委員（会長代理）】

しつこくてすみません、米軍基地の負担増と受け止められないための施策として、先ほど嘉手納、普天間にも返還を進めていくという方針を伺いましたが、それは言ってみれば既定の方針で、それと問題になっている訓練場の確保ですとか所要に対応するための施策というのはそれで解決するのだろうかというのは思いがあるんですけれども、防衛省というか地方協力局としてのこの普天間の返還これを第一に考えていくというような受け止め方でよろしいでしょうか。

【地方協力局長】

返還事業については、普天間というのは最重要事業でありますけれども、先ほどご説明をした統合計画の嘉手納飛行場以南の土地の返還ですね、これも、非常に、これのなかにも普天間飛行場の移設も含まれるわけですが、例えば牧港補給地区というこれも非常に大きな米軍の施設で、ここの返還等々ですね、これも着実に進めていく必要があると思います。やっぱり中南部という沖縄本島の人口、人口集中している上に経済も本島の中心的役割を果たしているところから、米軍の施設を整理統合していくという取り組みは非常に重要だと思いますので、これは着実に進めていくと。非常に色々な、移設事業を伴うものですから、時間は非常にかかっているのですが、最近動き始めた那覇港湾施設の移設も含めてですね、これはこれでちゃんとやっていくことが当然のことだと思いますし、一方自衛隊の訓練所要というものも新しい方策を見つけてやっていくと。この間もうるま市の訓練場の計画を取りやめということがありましたが、選択肢を広げて検討していくということだと思います。

【廣瀬委員（会長代理）】

ありがとうございました。

【中西会長】

渡部委員、どうぞ。

【渡部委員】

グアム移転で、そういえば。資金で、P P Pとかそういう民間資金とかってあったと思うんですけども、そういうのって進んでるんですか。あまりそういう感じじゃないんですけども。

【総務課長】

これはですね、グアム協定を一度結んだ後に見直しを行いまして、当時は今おっしゃった通り満額で28億ドルと、それからP P Pというんですかね、民活ということでやっておったんですけども、結局そのスキームの部分ですね、日米間の議論のなかであまり必要ないのではないかということになりまして、最終的には今は真水部分、財政支出だけの28億ドルという合意のみでございます。

【渡部委員】

ありがとうございました。聞けて良かった。

【中西会長】

はい、いかがでしょうか。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にご質問無いようでしたら、最後に今回の会議についてお諮りします。

本審議会は、防衛省、防衛大臣から具体的な諮問事項などがあった場合に開催することとなっています。その際には、委員の皆様方のご予定を確認した上で、事務局より、議案、開催日その他必要な事項をご連絡させていただくことでお願いをします。

また、委員の皆様方から、審議会の運営等について御意見がある場合は、その都度、事務局を通じ、調整させていただくことでお願いをいたします。

なお、本日の会議の議事につきましては、冒頭に事務局から説明がありましてとおり、後日、議事録を作成し、公開することといたします。議事録については、事務局を通じて委員の皆様事前に照会をさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(以上)

※後日、以下の内容を回答

(1) 公開審理はどのような形で進んでいくのか。

【回答】

沖縄県収用委員会では、土地使用の権利取得等の裁決を行うにあたり、公開審理において、

- ・使用又は収用する土地の区域
- ・損失の補償
- ・権利取得の時期
- ・明渡しの期限

等の内容について、起業者（沖縄防衛局）、土地所有者及び関係人（土地所有権以外の権利を有する者）の意見を聞き、審理や調査のために必要があると認める場合には、

- ・関係者に出頭を命じて審問し、又は意見書、資料提出を命じること
- ・鑑定人に鑑定させること
- ・土地又は物件について現地調査をすること

ができる。

実際の公開審理においては、まず、起業者から、使用裁決申請及び明渡裁決申立ての申請理由、使用する土地の概要、使用期間及び損失補償の見積額などについて説明したのちに、収用委員会及び土地所有者からの質疑がなされ、それに対して起業者から回答がなされる。それらの質疑応答を踏まえて、収用委員会は裁決を行う。

(2) 沖縄県収用委員会が開催する公開審理の議事録は公表されているのか。

【回答】

公開審理については、行政の公正性担保の観点で傍聴は実施されているものの、個人情報等を含むことから、議事録そのものについて、沖縄県ホームページ等での公表は行われていない。その上で、沖縄県収用委員会は、起業者（沖縄防衛局）、土地所有者及び関係人（土地所有権以外の権利を有する者）からの請求があれば議事録を提供しており、それ以外の者には提供していないとのことである。